桶川市妊産婦及び新生児等訪問事業実施要綱

（平成３１年３月２８日市長決裁）

（目的）

第１条　この要綱は、妊婦及び生後４か月までの乳児の家庭を訪問し、妊娠、出産、育児に関する相談及び助言等を行うことにより、母子の健康保持増進を図ることを目的とする。

（対象者）

第２条　訪問事業の対象となる者は、桶川市内に住所を有し家庭訪問による相談支援を必要とする次に掲げる者とする。

(1) 妊婦

(2) 産婦

(3) 新生児（生後２８日未満の児）及び保護者

(4) 乳児（生後４か月までの児）及び保護者

（訪問事業の内容）

第３条　訪問事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 妊婦の心身の健康状態の把握及び助言

(2) 産婦の心身の健康状態の把握及び助言

(3) 新生児の発育発達、健康状態の把握及び助言

(4) 乳児の発育発達、健康状態の把握及び助言

(5) 児の栄養摂取と乳房管理の助言

(6) 家族の状況並びに養育環境の確認及び助言

(7) 妊娠、出産及び育児に関する不安、悩み等の聴取、相談及び助言

(8) 子育て支援に関する情報提供

(9) その他必要とする保健指導

２　産婦が沐浴指導や乳房ケアを希望する場合は、実費負担で行うものとする。

（訪問指導者）

第４条　市長は、前条に規定する事業を次の各号に定める者に行わせるものとする。

(1) 母子保健担当課に勤務する保健師又は助産師の有資格者

(2) 新生児等訪問事業を委託した開業助産師

（訪問時期及び回数）

第５条　家庭訪問の時期及び回数は、妊娠期及び産後４か月の間にそれぞれ１回とする。ただし、継続訪問が必要な場合は、この限りではない。

２　出産後に家族の支援がなく、育児不安が強い場合は、産後ケア訪問として出産後早期に実施する。

（報告）

第６条　訪問指導者は、別に定める訪問記録用紙により、市長に結果を報告するものとする。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、訪問事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。